

令和4年第4回青森市議会定例会提出案件

件 名		提出 件数
予 算 案	○ 令和4年度青森市一般会計補正予算（第4号）	
	○ 令和4年度青森市一般会計補正予算（第5号）	
	○ 令和4年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市水道事業会計補正予算（第1号）	
	○ 令和4年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）	
	○ 令和4年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）	
	○ 令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	
	計	
条 例 案	○ 青森市浪岡学生寮条例の制定について	
	○ 青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	
	○ 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
	○ 青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について	
	○ 青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	
	○ 青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について	
計	6	

<p>単行案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区）） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区）） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市大野市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市横内市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市戸山市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡北中野公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡本郷公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡野沢公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡女鹿沢公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（北部地区農村環境改善センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市観光交流情報センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（ユーサ浅虫） ○ 字の区域の変更について ○ 市道の路線の廃止について 	
------------	---	--

単行案	○ 市道の路線の認定について 計	26
報告	○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について 計	4
合 計		49

(追加提出予定案件)

●閉会日提出

○ 人事案

監査委員の選任について

監査委員の選任について

財産区管理委員の選任について

○ 予算案

- 議案第123号 令和4年度青森市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第124号 令和4年度青森市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第125号 令和4年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第126号 令和4年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第127号 令和4年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第128号 令和4年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第129号 令和4年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第130号 令和4年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第131号 令和4年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第132号 令和4年度青森市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第133号 令和4年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
- 議案第134号 令和4年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第135号 令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○ 条例案

- 議案第136号 青森市浪岡学生寮条例の制定について

青森市浪岡学生寮の設置及び管理について必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

- 議案第137号 青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置を講ずる等のため、改正等をしようとするものである。

議案第 1 3 8 号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の給料月額等を改定するため、改正しようとするものである。

議案第 1 3 9 号 青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

青森市片岡福祉館の建て替えに伴い、当該福祉館の使用料の額を定めるため、改正しようとするものである。

議案第 1 4 0 号 青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

青森市青森駅西口駐車場の設置及び管理について必要な事項を定め、青森市青森駅前駐車場の名称を変更する等のため、改正しようとするものである。

議案第 1 4 1 号 青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

青森市健康増進センター及び青森市西部市民センターのトレーニングルームに係る使用許可の要件を見直す等のため、改正しようとするものである。

○ 単行案

議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）

青森市中世の館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字平野 1 1 8 番地 1

名称 特定非営利活動法人 N P O 婆娑羅凡人舎

(代表理事 太田 博)

指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））

市営住宅（青森地区）の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市桂木四丁目 8 番地 2

名称 協同組合 タッケン

(代表理事 川嶋 勝美)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区））

市営住宅（浪岡地区）の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字銀字杉田147番地1

名称 有限会社皆成建設

（代表取締役 前田 憲秀）

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター）

青森市油川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字池上197番地1

名称 元気町あぶらかわ市民センター運営協議会

（会長 葛西 清光）

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター）

青森市荒川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字荒川字柴田129番地1

名称 青森市荒川市民センター管理運営協議会

（会長 落合 茂）

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター）

青森市東部市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市原別三丁目8番1号
名称 青森市東部市民センター管理運営協議会
(会長 大坂 昭)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市大野市民センター）

青森市大野市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市大字大野字若宮71番地
名称 青森市大野市民センター管理運営協議会
(会長 加川 史)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市横内市民センター）

青森市横内市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市大字横内字亀井28番地2
名称 青森市横内市民センター管理運営協議会
(会長 舘山 義光)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市戸山市民センター）

青森市戸山市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市蛸沢四丁目1番4号
名称 青森市戸山市民センター管理運営協議会
(会長 寺嶋 多吉)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡北中野公民館）

青森市浪岡北中野公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字北中野字村元47番地2

名称 青森市浪岡北中野公民館管理運営協議会
(会長 長谷川 あつ)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡本郷公民館）

青森市浪岡本郷公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字本郷字篠原11番地1

名称 青森市浪岡本郷公民館管理運営協議会
(会長 奥瀬 金藏)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡野沢公民館）

青森市浪岡野沢公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字樽沢字村元544番地1

名称 青森市浪岡野沢公民館管理運営協議会
(会長 木村 富彦)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡女鹿沢公民館）

青森市浪岡女鹿沢公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下十川字大沼袋14番地

名称 青森市浪岡女鹿沢公民館管理運営委員会

(会長 奈良岡 洋一)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園）

青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字山本1番地2
名称 青森市浪岡大杉公民館管理運営協議会
(会長 伊藤 雅信)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）

青森市文化会館等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地
名称 一般財団法人青森市文化観光振興財団
(理事長 能代谷 潤治)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
青森市民美術展示館は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等）

青森市民体育館等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字浜館字間瀬36番6
名称 オカモト・角弘・青森放送・東洋建物共同企業体
(代表者 岡本 謙一)

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
青森市民体育館は令和5年4月1日から令和6年6月30日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第 1 5 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等）

青森市浪岡体育館等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡 5 3 番地 2 7

名称 浪岡青い森スポーツ協議会
(会長 倉田 忠男)

指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

議案第 1 5 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館）

青森産業展示館及び青森市はまなす会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市第二間屋町四丁目 4 番 1 号

名称 一般財団法人青森市産業振興財団
(理事長 細井 仁)

指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

議案第 1 6 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（北部地区農村環境改善センター）

北部地区農村環境改善センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字奥内字宮田 4 1 番地 3

名称 青森市北部地区農村環境改善センター管理運営協議会
(会長 工藤 久米司)

指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

議案第 1 6 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等）

花岡農村環境改善センター等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 秋田県秋田市中通二丁目 2 番 3 2 号

名称 株式会社秋田東北ダイケン
(代表取締役 高井 行則)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場等）

青森市八甲田憩いの牧場等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地
名称 一般財団法人青森市文化観光振興財団
(理事長 能代谷 潤治)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
青森市八甲田憩いの牧場は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第163号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市観光交流情報センター）

青森市観光交流情報センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市新町一丁目2番18号
名称 公益社団法人青森観光コンベンション協会
(会長職務代理者 副会長 林 均)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について（ユーサ浅虫）

ユーサ浅虫の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地
名称 一般財団法人青森市文化観光振興財団
(理事長 能代谷 潤治)
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第165号 字の区域の変更について

県営幸畑地区経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、字の区域を変更するものである。

変更区域

- 「筒井字八ツ橋」及び「大矢沢字野田」の一部の区域を「幸畑字唐崎」に編入する。
- 「幸畑字唐崎」の一部の区域を「大矢沢字野田」に編入する。

関係法令 地方自治法第260条第1項

議案第166号 市道の路線の廃止について

新田67号線ほか5路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 428.7m

総面積 3,066㎡

関係法令 道路法第10条第1項及び第3項において準用する同法第8条第2項

議案第167号 市道の路線の認定について

新田73号線ほか20路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 2,933.8m

総面積 19,522㎡

関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

○ 報 告

報告第41号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和4年8月16日

損害賠償額 88,000円

専決処分年月日 令和4年11月8日

関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第42号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和4年8月6日
損害賠償額 1,200円
専決処分年月日 令和4年11月10日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第43号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和4年8月27日
損害賠償額 2,266円
専決処分年月日 令和4年11月10日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第44号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和4年8月16日
損害賠償額 1,606,000円
専決処分年月日 令和4年11月11日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項